

函館市告示第 3 3 1 号

函館市水道局告示第 2 9 号

函館市交通局告示第 1 3 号

函館市病院局告示第 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項および第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により，平成 2 1 年度および平成 2 2 年度において，本市（水道局，交通局および病院局を含む。以下同じ。）が発注する工事または製造の請負，物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので，その基本となるべき事項ならびに資格審査の申請の時期，申請の方法および審査基準日について，次のとおり公示する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日

函館市長 西 尾 正 範

函館市公営企業管理者

水道局長 中 林 重 雄

函館市公営企業管理者

交通局長 若 狭 正 男

函館市公営企業管理者

病院局長 井 上 芳 郎

1 競争入札に参加しようとする者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 競争入札に参加できない者

次のいずれかに該当する者は，特別な理由がある場合を除き，競争入札に参加することができない。

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

(2) 契約の種類による資格要件

次に掲げる契約に係る競争入札に参加しようとする者は、ア(イ)に定める場合を除き、次項第3号に定める審査基準日において、次のそれぞれに定める要件を満たしていなければならない。

ア 建設工事の請負契約

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高があるものであること。

(イ) 資格審査の申請の日において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査で、平成19年9月2日以降の決算日に係る平成20年国土交通省告示第85号の審査項目および基準により審査された総合評定値通知書を有する者であること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

a 総合評定値通知書を請求した者で、資格審査の申請の日において当該通知を受けていないものにあつては、平成21年2月28日までに当該通知書の写しを提出できる場合

b 資格審査の申請の日において平成19年9月2日以降の決算日に係る総合評定値通知書を有する者で、平成6年建設省告示第1461号の審査項目および基準により審査された当該通知書を有するものにあつては、平成21年6月8日から同年6月12日までの間に平成20年国土交通省告示第85号の審査項目および基準により審査された総合評定値通知書の写しを提出できる場合

イ アに掲げる契約以外の契約で、その契約に係る営業に関し許可、免許、登録等を要するもの

次に掲げる契約ごとにそれぞれ定める登録等を受けている者で当該登録等を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高があるものであること。

(ア) 建築物の設計に係る契約

建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所または2級建築士事務所についての登録

(イ) 測量に係る契約

測量法（昭和24年法律第188号）による登録

(ウ) 地質調査に係る契約

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による登録

(エ) 土木建築に関する工事の設計，監理，調査，企画，立案等に係る契約

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による登録

(オ) 公共事業の補償業務に係る契約

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）による登録

(カ) その他営業に関し，許可，免許，登録等を要するものに係る契約

当該営業に係る許可，免許，登録等

ウ アまたはイに掲げる契約以外の契約

引き続き1年以上その事業を営んでおり，かつ，その事業の事業高があること。

(3) 本市が発注する工事等の種類の区分

別表のとおり

(4) 資格審査

ア 競争入札に参加しようとする者の資格は，提出された申請書およびその添付書類について審査し，決定する。この場合において次のいずれかに該当する者については，特別な理由がある場合を除き，資格を与えないものとする。

(ア) 経営状態が著しく悪いと認められる者

(イ) 故意に虚偽の内容を記載した者または資格審査に必要な重要な事実を記載しなかった者

(ウ) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員ならびにその利益となる活動を行う者

イ 建設工事の競争入札に参加しようとする者の資格は、次に掲げる事項について審査し、決定する。この場合において、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事および造園工事の競争入札に参加しようとする者の資格については、当該事項について行った審査の結果により算出した総合数値により、別に定める当該工種の種類ごとの工事予定価格の区分に対応する等級に格付けをするものとする。

(ア) 客観的審査事項

- a 経営規模
- b 経営状況
- c 技術力
- d その他の審査項目（社会性等）

(イ) 主観的審査事項

工事施工に対応する建設業の許可区分、技術者数、工事施工成績評定点等

(5) 資格の消滅

競争入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当することが明らかになったときは、その資格は、消滅するものとする。

ア 第1号アまたはイに規定する者

イ 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除された者

ウ 第2号に掲げる資格要件を失った者

2 資格審査の申請の時期、申請の方法および審査基準日

(1) 申請の時期

ア 第1次受付

平成21年1月13日から同年2月13日まで（日曜日，土曜日および国民の祝日を除く。）

イ 第2次受付

平成22年2月1日から同年2月19日まで（日曜日，土曜日および国民の祝日を除く。）

ウ 特に市長が必要と認めた場合における申請の時期は，市長の指定する日とする。

(2) 申請の方法

資格の審査を受けようとする者は，別に市長が定める書類を添付した所定の申請書を提出しなければならない。

(3) 審査基準日

ア 第1次受付

平成21年1月1日

イ 第2次受付

平成22年1月1日

別表

(1) 建設工事の種類区分

番号	区 分	番号	区 分
1	土木一式工事	15	板金工事
2	建築一式工事	16	ガラス工事
3	大工工事	17	塗装工事
4	左官工事	18	防水工事
5	とび・土工・コンクリート工事	19	内装仕上工事
6	石工事	20	機械器具設置工事
7	屋根工事	21	熱絶縁工事
8	電気工事	22	電気通信工事
9	管工事	23	造園工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	24	さく井工事
11	鋼構造物工事	25	建具工事
12	鉄筋工事	26	水道施設工事
13	舗装工事	27	消防施設工事
14	しゅんせつ工事	28	清掃施設工事

(2) 測量業務等の業種の区分

番号	区 分	番号	区 分
1	測 量	4	補償関係コンサルタント
2	建築関係コンサルタント	5	地質調査
3	土木関係コンサルタント		

(3) 物品供給等の業種の区分

番号	区 分	番号	区 分
1	物品供給	4	不用品回収
2	リース・レンタル	5	業務委託
3	役 務		